

第6期合志市障がい福祉計画・第2期合志市障がい児福祉計画策定に伴う 令和3年度の合志市の定員枠について

計画期間が令和3年度～令和5年度の表記計画の施行にあたり、

- ・生活介護
- ・就労継続支援（A型）
- ・就労継続支援（B型）
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

以上のサービスの令和3年度の定員枠はありません。

既設事業所の廃止等により定員枠が空いた時には令和4年度以降に検討いたします。

なお、既設事業所の定員増についても同様です。

なお、上記以外の事業の開始にあたっては事前に福祉課に協議をお願いします。